

## TOPIC 1 | クリーンウッド法改正 輸入事業者などに合法木材確認を義務化へ

農林水産省、国土交通省、経済産業省の3省は、木材関連事業者に対し国が定める基準に沿った合法木材の確認を行う努力義務を課すことなどを定めたクリーンウッド法について、改正案をとりまとめた。違法伐採対策を強化し輸入事業者や木材市場、木材加工事業者などの川上・水際の木材関連事業者が合法性確認（デュー・デリジェンス）に確実に取り組むよう義務付ける方針だ。

同法施行後、合法伐採木材の流通・利用拡大に向けて一定の成果が生まれているものの、合法性の確認等の措置を講ずる登録木材関連事業者の件数の伸びが鈍化、第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量の木材総需要量に対する割合も登録件数の伸び悩みに

合わせて鈍化している。さらに、違法伐採に対する日本の対応が不十分であると国際的な非難を受けかねず、さらなる対策強化が必要と判断した。

同法改正案では、国産材及び輸入材のいずれについても、第一種木材関連事業者による合法性確認、情報提供及び記録保存を義務付ける。また、国内の素材生産事業者等に対し、第一種木材関連事業者からの求めに応じて、伐採届等の情報提供を行うことを義務付ける。さらに、合法性確認等の取り組みが消費者まで伝わるよう、第二種木材関連事業者に「小売事業者」を追加する。3省は同法改正案を国会に提出する。25年度から第一種木材関連事業者による合法性確認の義務化など全面施行を目指す。

## TOPIC 2 | 管理不全の空き家対策など、法改正を含め取り組みを強化

管理が不十分で「特定空家」となる恐れの高い空き家を固定資産税減額対象から外す——管理に対する施策の強化などを含む空き家対策の方向性について、国土交通省が「とりまとめ(案)」を示した。

「とりまとめ(案)」では、基本的な方向性として、①活用困難な空き家の除却等の取り組みを加速化・円滑化、②所有者や活用希望者の判断を迅速化する取り組み、③特定空家等の状態になる前の段階から、空き家の発生抑制、適切な管理や活用を促進——という3点を打ち出し、これらに対して、法制度、予算、税、ガイドラインなどさまざまな政策ツールを活用しつつ、官民が連携して総合的に取り組みを進めていくとした。

この中で注目されるのが、周辺に悪影響を与える特定空家等になる前の段階で所有者に適切な管理の実施、また、特定空家等とならないための措置を促す取り組みだ。具体的には、そのまま放置すれば特定空家等の状態になる恐れのある空き家について、固定資産税の住宅用地特

### 今後の空き家対策のあり方—基本的方向性

- 活用困難な除却等の取組を加速化・円滑化
- 「空き家をなるべく早い段階で活用する」との考え方を基本とし、所有者や活用希望者の判断を迅速化する取組を推進
- 特定空家等の状態になる前の段階から有効活用や適切な管理を促進し、地域経済の活性化につなげる

法制度、予算、税制等の様々な政策ツールを活用し、官民が連携して総合的に取組を推進

例の解除の検討も含め、市区町村が所有者に対して適切な管理を促すことを可能とする仕組みを検討するとしたものだ。この「管理不全空き家」の基準については今後、具体的内容を詰める。

一方、空き家の活用を促進するため、「一定のエリアにおける重点的な活用を促進する仕組み」も設ける。活用促進地域を指定して重点支援などを行う考えだ。

今知りたい情報がここにある  
住生活産業のための  
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online  
ハウジングトリビューン オンライン  
プレミアム

https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/